# 日米同盟公共財論再考 --日米同盟再定義の時期を中心に--

髙木 志郎 (赤木研究会4年)

## 序章

- I 公共財概念の検討
  - 1 公共財
  - 2 国際公共財一覇権安定論とネオリベラル制度論
  - 3 日米同盟公共財論の語られ方
- II 日米同盟公共財論の出現と定着
  - 1 冷戦後期の日米関係と公共財
  - 2 樋口レポート一日米同盟公共財論の萌芽
  - 3 秋山防衛局長-日米同盟公共財論の誕生
  - 4 07大綱一日米同盟公共財論の継承
  - 5 東アジア戦略報告と酸素論
  - 6 橋本クリントン共同宣言一日米同盟公共財論の定着
- III 政策的含意
  - 1 公共財供給主体問題と能動的秩序形成者としての日本
  - 2 バードン・シェアリング

## 終章

## 序章

現在、政治家、防衛・外交官僚、学者の間で、日米同盟をアジア太平洋地域の「公共財」とする見方はもはや一つの共通認識となっている。しかし、何をもって二国間同盟である日米同盟を「公共財」と呼び、それはどのような文脈の中で生まれ、定着していったのか、また、日米同盟を「公共財」と表現することは日本のどういう姿勢を反映しており、それはどのような政策的含意を持ったのか、という点について、分析を行った先行研究はあまりない。したがって本稿では、上記で挙げたような点について明らかにすることを目的に「日米同盟公共財論」の発展の経緯とその含意について分析する。

本稿は3つの章から構成される。第1章においては、第2章以降の議論の準備をす る。公共財という言葉が、本来は、そして国際政治の文脈ではどのように使われてい たのかを確認したうえで、政治家や学者の発言を分析することによって現在誰がどの ような意味で日米同盟を「公共財」と呼んでいるのかを明らかにして、日米同盟公 共財論の定義を整理する。第2章では、日米同盟公共財論が出現したとされる90年代 半ばに焦点を当て、どのようにして日米同盟公共財論が出現し定着したのかをみ る。具体的には1994年の樋口レポートの分析から、1996年の橋本クリントン共同宣 言前後までを扱う。この時期に出された主要な文書や出来事について、日米同盟公 共財論の文脈ではどのような評価が与えられるかに注目しながら分析をする。第3章 では、第1章で見た国際公共財をめぐる議論や発言の分析の結果みえてきた「日米同 盟公共財論」を参照しながら、第2章で扱った時期において日米同盟が「公共財」と 表現されるようになったことの含意について考察する。特に再定義以前および再定 義の時期において重要な論点であった「日本の大国意識と国際貢献」、「バードン・ シェアリグ」についてみることで、日米同盟が「公共財」と表現されることが当時 いかに大きな意味を持ったのか、そして現在にいかに大きな影響を与えているのか について考察する。

- I 公共財概念の検討
- 1 公共財

公共財とは経済学において用いられてきた概念であり、一般に、「非競合性」と「非排除性」の2つの性質を持つ財およびサービスのことを公共財と定義する」。非競合性とは、ある消費者がその財を消費することによって他の消費者によるその財の消費が制限されないような財の性質のことであり、非排除性とは、対価を支払わない消費者による、その財の消費を排除出来ないという性質のことである。公共財をめぐっては、非排除性が引き起こすフリーライダーの問題、そしてだれが公共財の供給者となるかという、公共財の供給者をめぐる問題が議論の中心となってきた。フリーライダーとは、費用負担をせずに財・サービスの便益のみを享受する消費者

のことであるが、公共財は費用負担しないものによる財の消費を制限することが極めて難しいという性質を持つため、フリーライダーにいかに対処するかという問題は公共財をめぐる議論の中心命題の一つであった<sup>2</sup>。また、そのような財の性質上、公共財を供給するための費用を負担することは経済的に合理的な行動ではないため、どの経済主体も公共財を供給しようとしなくなり、公共財の過小供給の問題が発生することになる。これにいかに対処し、だれが公共財を供給しだれがその費用を負担するかという問題も同じく重要な問題であった。

# 2 国際公共財一覇権安定論とネオリベラル制度論

この公共財という概念が安全保障・国際関係の文脈で語られ始めるには、60年代 から70年代にかけて国際社会における経済問題が注目を集めたことをうけてアメリ カの学会を中心に生まれた学問分野である、国際政治経済学の誕生が大きく影響し ている3。国際政治経済学の分野において、経済学において定式化されていた公共財 の概念を国際社会に拡大して、国際公共財の議論を始めたとされるのが、チャール ズ・P・ キンドルバーガー (Charles P. Kindleberger) である。当時マサチューセツエ 科大学経済学部の教授で金融史の研究者として20世紀初頭の世界恐慌を研究してい たキンドルバーガーは、1973年に『大不況下の世界 1929-1939』 (The World in Depression: 1929-1939) を出版し、その中で世界恐慌の原因の分析と絡めて国際公共 財についての議論を展開している。キンドルバーガーは、1929年からの不況につい て、国際金融システムのような、世界の多くの国々が利害を被るようなシステムを安 定させるためには、それをすることが可能なほどの能力と意思を持つ経済大国の存 在が必要であり、そのような国の存在無くしてはシステムは不安定化すると述べて いる4。この、貿易体制や国際通貨などをはじめとする国際金融システムのことをキ ンドルバーガーは国際公共財とよび、それらの安定的な供給には19世紀の英国や20 世紀の米国などのような経済的に強大な国家の存在が必要であることを説いたので ある5。ここに、従来経済学に閉じていた公共財という概念が国際社会に応用され、 国際公共財概念が誕生することになる。

上で見たようにキンドルバーガーは、国際公共財を供給する意思と能力をもつ指導的経済大国によって国際公共財が安定的に供給され、それらの国なしでは国際公共財は供給しえないと論じた。キンドルバーガーは国際公共財を供給する主体の条件として経済的に指導的な国家を想定したが、国際政治において、この主体が覇権国にまで拡張された。また、キンドルバーガーが当初国際公共財として想定したのは、貿易体制や国際通貨などであったが、国際公共財が国際政治で論じられるようになると、レジームと呼ばれる国際協力の慣習なども、覇権国により提供される国際公共財の一つとみなされるようになった6。キンドルバーガーに始まって、のちに国際

政治学者によって展開された、単一の覇権国により国際公共財の安定的な供給がなされるという一連の理論を、「覇権安定論」と呼ぶ。

覇権安定論を発展させ、その帰結に警鐘を鳴らしたのが、プリンストン大学で教 鞭をとっていた国際政治経済学者のロバート・ギルピン(Robert Gilpin)である。彼 はキンドルバーガーと同じく、国際公共財の供給主体たる覇権国が安定的秩序の維 持者として重要であるという認識を示し、覇権安定論を展開した。ギルピンは1981 年に出版したWar and Change in World Politicsという本において、覇権安定論について 次のような議論を展開している。まず、最も経済的余裕がある覇権国が秩序を維持す るために進んで費用負担をし、公共財を供給する。一方で他の中小国はフリーライ ダーとして公共財を消費することにより、その便益のみを得る。これをくりかえして いくと、覇権国は国際公共財を供給するだけの経済的余剰がなくなることは必至な ので、覇権国は次第に公共財の費用負担に積極的でなくなる。その結果覇権国は国 際システムを私的財として活用するようになるため秩序は不安定化し、利己に走る 覇権国に対して他国からの不満が高まることで、覇権をめぐる覇権戦争が勃発す る7。アナーキーな国際社会において覇権国が公共財の供給による過剰な費用負担を 担う一方で、その他の国々がフリーライダーとして費用負担をせずに公共財の消費を するというこの非対称性こそが、覇権国を衰退に導く原因であると結論付けられた のである8。このような覇権の衰退をめぐる議論の盛り上がりは、唯一の覇権国とし ての米国の地位が揺らぎ始めていることに危機感を覚えていた、20世紀終わりの当 時の米国の時代背景を反映していた%。

これに対して、覇権国が衰退した後も多国間の協調により国際公共財の供給が可能であると主張したのが、ロバート・O・コヘイン(Robert O. Keohane)である。ネオリベラリズムの代表的論者の一人であり、ジョセフ・ナイ(Joseph S. Nye Jr.)らと相互依存論などを展開し、システム論的なリベラリズムを発展させた人物である。そのコヘインは、1987年に出版された『覇権後の国際政治経済学』(After Hegemony Cooperation and Discord in the World Political Economy)において、国際政治の主体が主権国家でありかつ合理的に意思決定をするというリアリズムの前提を認めたうえで、繰り返しゲーム理論を用いることで、国家間の協調の可能性を説いた。コヘインは、相互依存関係が強まっている状況に限れば、各国が自国の国益を最大化するために合理的な行動をとったとしても、各国は国際公共財の供給の維持に協力するという行動を選択するということを主張したのである10。これは「ネオリベラル制度論」の立場であるが、この「ネオリベラル制度」と、先ほど言及した「覇権安定論」の、2つの考えが、「公共財供給主体」の問題をめぐって論争を繰り広げることになる。

### 3 日米同盟公共財論の語られ方

日米同盟公共財論のように構成的に定義が固まった概念を分析するにあたっては、 実際にどのような使われ方をしているのかを丁寧に追うことで初めてその概念の実 態が明らかになる。そこで、国会の会議録や新聞などにおいて、「日米同盟公共財 論」がどのように語られているかを分析する<sup>11</sup>。

第2次安倍晋三内閣時の総理大臣であり、自民党の党首であった安倍晋三は、2013年の施政方針演説において、「日米安保体制には、抑止力という大切な公共財があります」と述べ、日米同盟を中心とする日米安保体制が提供する抑止力に公共財的性格を見出している12。また、第2次安倍内閣において連立与党の公明党の代表であった山口那津男は「我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟は、日本の安全のみならず、アジア太平洋地域や世界の安定と繁栄のための公共財として極めて重要です」と発言している13。第3次安倍政権下で防衛大臣であった稲田朋美も「日米同盟は、我が国のみならず、アジア太平洋地域、さらには世界全体の平和と安定に資する公共財として機能をしているところであります」と述べている14。

一方、長年日本の第一野党であった民主党からも、日米同盟公共財論を支持する発言が見られる。第1次、第2次管内閣において総理大臣を務めた菅直人は、「この日米の同盟関係は我が国とアメリカにとって大きな意味を持ち、貢献をしてきただけではなくて、アジアの地域あるいは太平洋地域にとっても一つの安定要素、公共財として評価をいただいている」と発言してる15。また、第1次、第2次管内閣で外務大臣を務めた元民主党保守派の前原誠司は「日米同盟は、日本の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず世界の安定と繁栄のための公共財であります」と述べている16。同じく元民主党保守派の長島昭久は、「米軍の前方プレゼンスがアジア太平洋地域の平和と安定を支える国際公共財であり、その基盤を提供する戦略的な価値がまさしく我が国外交の貴重なアセットであります」と言っている17。すなわち、米軍のプレゼンスがアジア太平洋の「公共財」であり、日本の存在はその維持に不可欠であるとの認識を示している。

以上みてきたように、日米同盟公共財論は、党派を超えて、主に保守派と呼ばれる論客から積極的に論じられてきた。しかし、日米同盟公共財論を論じているのは政治家ばかりではない。たとえば早くから日米同盟公共財論を支持していた元外交官の岡崎久彦は、「日米同盟が強固となると、他の変数が動く余地は局限される。別の言葉で言うと中国、極東ロシア、統一朝鮮の政策選択肢の数が少くなってくる。逆に、日米同盟に不安定さ、曖昧さが残っていると、極東の状況は流動化する。その意味で強固な日米同盟はアジア太平洋全地域の平和と安定のための公共財である」と述べている18。また「日米の軍事力、経済力を合わせれば、この地域で圧倒的に優位だ。つまり、日米同盟が強固であれば長期的に安定し、不確定要素もブレが少なくなる。いわば、アジアの公共財といえる」とも述べている19。すわなち、日米同盟の存在が地域の不確実性を最小化でき、それが地域の平和につながるため「公共財」だと主張するのである。同じく早くから日米同盟公共財論を唱えていた防衛

大学教授の神谷万丈は、日米同盟が「アジア太平洋の平和を保障するために不可欠 な紛争対処機能を供給できる唯一のメカニズム」であるという意味において「域内 のすべての国に利益をもたらす「国際公共財」となった」としている20。また神谷 は、日米同盟を「域内の不特定の秩序不安定化要因に対処して地域秩序を下支えす る国際公共財的な同盟」とも表現している21。また、慶應義塾大学教授の神保謙はア ジアの安全保障を層構造とみたうえで、神谷と同じく、公共財としての日米同盟をそ の基層に位置づけている22。元新聞記者であった船橋洋一は、「アジア太平洋地域で 日米安保それ自体が「公共財」として認知されているかどうかは不透明だった」と '述べ23、「日米同盟を地域の「公共財」として認めてもらう努力が要る」24として、 「この地域の安全保障の「公共財」として定着させていくことが大切である」25と主 張している。2章で改めて紹介するが、日米同盟公共財論を初めて唱えたと考えられ る秋山信将元防衛局長は「戦後これだけ長く続いた日米安保体制は今や一つの国際 公共財(インターナショナル・パブリック・グッズ)になったのではないか」と述 べて、同盟が長期間続いたことをもって日米同盟を「公共財」と呼ぶ根拠としてい る26。以上みてきた政治家や学者達の発言から、日米同盟がどのような意味で「公共 財」と呼ばれているかを整理していく。

日米同盟を「公共財」と表現するときに、多くの論者が強調するのが、日米同盟は日米二国のためだけの枠組みではなく、アジア・太平洋地域、ひいては世界の平和と安定に貢献するものであり、その意味において「公共財」であるという点である。軍事同盟とは本来何らかの特定の脅威に対して形成されることが多く、日米同盟にとってそれはソ連を中心とした共産圏の勢力であり、それらに対抗することを目的として同盟が発足したことは周知の事実である。そのような冷戦型の日米同盟はソ連と共産主義国をそれが供給する安全保障という「公共財」の消費から選択的に排除することが可能であり、他の同盟の例にもれず極めて排除的な同盟であった。日米同盟が「アジア太平洋地域、ひいては世界」に対して有益であると主張することは、日米以外のすべての国もその恩恵にあずかれるという意味で、従来の排除的な同盟と比べて「非排除的」側面が強調されている。この、「非排除性」の違いに、公共財との類似性をみていたと読み取ることが出来る。

つぎに、具体的に日米同盟のどのような機能が公共的であると考えているのか、について検討する。神谷は、「紛争対処機能を提供する唯一のメカニズム」として日米同盟を「公共財」とみなしていた。神谷はここで紛争発生後の対処機能を日米同盟の公共財的側面と見ているわけだが、これは紛争前の紛争予防は多国間協調による安全保障や信頼醸成措置によって一定程度可能であるのに対して、紛争対処機能を有するのは唯一日米同盟だけであるという認識からきている。また、安倍は日米同盟の抑止力こそが「公共財」であるという認識を示していた。これは、日米同盟が抑止力により他国に軍事行動を起させないようにすることで、地域に平和と安定がもたらされ、それが他国の利益にもなるという説明である。岡崎は、日米同盟の存在によって他国の「政策選択肢の数が少くなってくる」こと、また、最も地域

に大きな影響を与える日米同盟自体が強固であることで「長期的に安定し、不確定 要素もブレが少なくなる」ことをもって「公共財」であるとしているスワ。すなわち、 地域の不確実性や不安定性をもっとも小さくでき、予測可能性や安定性を向上させ られるという意味において、地域に公共の利益を提供しているとみているのであ る。国際大学教授の信田智人は、日米同盟の対中バランサーとしての役割が「公共 財」であると述べ、伝統的な勢力均衡への寄与に日米同盟の「公共財」としての性 格を見ようとしている28。これらは神谷の議論とは対照的に、いずれも紛争発生以前 に日米同盟が地域の不安定要素を取り除く、あるいは減じる機能をもって公共財で あるとしている。ただ、上で見た神保の議論において、神保は神谷と同じく「ハイ エンドな機器や紛争が生起した場合、これに対応できるメカニズムは米国の介入と それを支える同盟、すなわち第一層のみ」という認識を示しながら、「紛争の制御 が前提とされている安全保障環境下」において、「平和の基礎となり、各種の安全 保障協力を促進する基礎となっている」という意味において、「全ての域内諸国に とって日米同盟は公共的な役割を果たしている」としている29。すなわち、神保は神 谷と同じく紛争後の紛争対処機能が日米同盟の提供する機能であるとしながらも、 日米同盟が「公共財」であるゆえんは、紛争以前の安全保障協力の促進にあると述 べるのである。

具体的に日米同盟のどのような機能を公共財とするかは論者によって異なるように思われるものの、そこに共通しているのは「不安定要因を紛争に発展させないようにする」ための機能をもって「公共財」と考えている点である。すでに述べたように、伝統的な同盟は特定の脅威に対抗する手段であったのに対して、日米同盟は、船橋の言を借りれば、紛争発生以前の「「不安定性」と「不確実性」」を「抑止の対象」としているものであり、その意味において「公共財」であると考えられている30。

最後に、船橋や秋山の発言からは、他国による承認があって初めて日米同盟は真の公共財となるという解釈を見て取ることが出来る<sup>31</sup>。

以上の内容をまとめると、日米同盟は安全保障を提供し、地域および世界の不安定要素に対処し紛争発展の可能性を減じることで、日米同盟以外の国々にも利益をもたらすという意味において、「公共財」と言われているということが出来る。

#### II 日米同盟公共財論の出現と定着

#### 1. 冷戦後期の日米関係と国際公共財

再定義の時期を見る前に、再定義以前の日米関係はどのようなものであり、国際公共財という言葉はそれと関連してどのように使われていたかを確認する。マサチューセツ工科大学政治学部教授のリチャードJ.サミュエルズ (Richard J. Samuels)とアメリカ海軍大学安全保障学准教授のクリストファーP.トゥーミー (Christopher P.

Twomey)はその共著において、「冷戦期の大部分を通じて、アメリカは、安定した 政治や軍事環境、開かれた市場、そして世界で最も豊かな技術基盤へのアクセスと いう形で、地域の公共財を提供してきた。・・・日本の相対的な経済的と技術的強 さは、アメリカの安全保障への「安乗り」と相まって、日米関係全体に破滅的な影 響をもたらしている。日本が科学技術や安全保障における集合材を創り出すための より大きな責任を分担する事に消極的であることは、国際貿易と二国間貿易におけ る驚異的な貿易黒字と合わさって、同盟が多くのアメリカ人にとって不平等なもの に映っている」と述べている<sup>32</sup>。また、ジョンH.メイキン(John H. Makin)と、ドナ ルドC. ヘルマン (Donald C. Hellman) が編集した『日米同盟の再構築―国際的リー ダーシップをどう分担するか』は再定義以前の米国の日米関係と公共財の関係をよ く表している。この本に対して日本経済新聞が与えた、「十一人の著者の基本的主 張には、米国の軍事支出を国際的公共財とみなす視点が一貫しており、日本が「閉 鎖的、自己中心的な」立場を捨て、経済援助や防衛費を拡大して、国際的に貢献す べきだという議論が大勢を占める」という評価は妥当である33。このように、1990年 代半ば以前の米国において、国際公共財(公共財)は、「アメリカが供給してきた もの」という文脈で語られることが多い。唯一の覇権国であるアメリカ合衆国が単 独で国際公共財を供給し、それが地域及び世界の平和と安定に寄与してきたという 考えが広く共有されていたのである。ギルピンの覇権安定論において触れたよう に、そこから導き出されるのは、米国が国際公共財の供給費用を過剰に負担してき たという認識であり、その他の中小国は米国に過剰な負担を背負わせるフリーライ ダーであるという批判である。特に、アジア太平洋地域においては、目覚ましい経 済成長を見せ世界二位のGDPを達成しながらもわずかな費用負担しか行わない日本 への批判は特に苛烈なものであった。

このような認識は米国内だけでなく日本国内にも見られていた。1994年4月17日の産経新聞には「戦後長い間、超大国の米国が国際的公共財を一手に引き受けてくれていたが、諸外国の経済発展につれて米国の経済力が相対的に低下し公共財の一手引き受けの重荷に耐えきれなくなったことが日米貿易摩擦激化の大きな原因のひとつだということをしっかり認識する必要がある」との記事がある34。1989年の読売新聞の記事においても「軍事的分野では大部分米国により公共財が行き渡っており、安全保障の名のもとに使われている」との認識がのべられている35。また、岡崎久彦は、「秩序とは公共財であり、その最大の消費者がその公共財を作らないかぎりは他の消費者が作るわけがない――これはジョーゼフ・ナイが引用している言葉ですが、誰が現在の世界秩序の最大の消費者化というと日本なんです」36として日本のただ乗りを批判している。当時京都大学経済学部教授であった吉田和男も、「安全保障条約の中でアメリカが日本の軍事力サービスに関することを全部代替してくれている。そうしたらやる必要がないわけですね。・・・・アメリカが、何といいますか国際公共財の供給をするのに意欲も低下し能力も低下しているという、これもまた事

実なわけでありますから、それをいかに我々補っていくか」と言い、今まで便益ばかりを享受してきた日本が積極的に費用負担し、能動的な国際公共財の供給者となっていくべきとの旨の発言をしている³7。日本においてこのような認識が広まったのは、湾岸ショックなどによって突き付けられた日本のそれまでの消極的姿勢と、経済成長する中で大国としての自覚を持ち始めた日本が、いかに秩序形成者として国際貢献していくかを摸索するという時代の雰囲気を反映したものだった。そのような時代状況の下で、日本側においても、「米国」が、冷戦期を通じて国際公共財の単独供給者であり続けてきたこと、日本はその便益ばかりを被ってきたこと、そして日本は積極的に費用を負担しなければならないことなど、米国側が有していた認識を共有していた人間が少なくなかったのである。

上でみたような日米の認識は、「米国が国際公共財の供給者」であるという認識であり、日本側で見られたのは、「フリーライダーから国際公共財の供給者へ」という意識であった。本章第2節および第3章でみていくが、「米国が国際公共財の供給者」という認識がこの時期に存在したことは、日米同盟公共財論の政策的含意を考えるうえで極めて重要である。同じく、日本側に「フリーライダーから国際公共財の供給者へ」という意識が存在したことは、日米同盟公共財論が登場し、定着していくうえでは欠かせないものであった。

# 2 樋口レポート一日米同盟公共財論の萌芽

日米同盟公共財論の萌芽が見られたのが、1994年に防衛問題懇談会により作成された「日本の安全保障と防衛力のあり方――21世紀へ向けての展望」、いわゆる「樋口レポート」においてである。防衛問題懇談会は、1994年に細川護熙首相の下に作られた有識者会議で、冷戦後の日本の防衛の指針について議論することを目的とした。元アサヒビール社長の樋口広太郎を座長に、西廣整輝元防衛次官、国際政治学者の渡邉昭夫などの、国際政治・安全保障に通じた人びとが集い、約20回の会議を経て、21世紀に日本がとるべき防衛政策の方向性についての提言を行った。樋口レポートは全3章からなり、第1章では冷戦後のアジア太平洋地域の国際政治情勢を述べ、第2章で日本がとるべき冷戦後の安全保障政策の姿勢を示し、第3章でそれらを実現するべき具体的な取り組みについて論じている。

日米同盟再定義の文脈で樋口レポートについて語られるとき、その焦点は主に第2章にあてられてきた。第2章は、①能動的・建設的な安全保障政策、②多角的安全保障協力、③日米安全保障協力関係の機能充実、④信頼性の高い効率的な防衛力の維持および運用、の4節からなる。このうち、多国協調的安全保障についての「多角的安全保障協力」が第2節であり、日米同盟について述べた第3節の「日米安全保障協力関係の機能充実」のよりも前に配置されていたことを知ると、マイケル・グリーン(Michael J. Green)らの米研究者が日本の米国離れを危惧した。グリーンらは、

「それは米国中心の多角主義を唱えてはいるが、日米同盟の役割と使命が日本の新たな多角主義政策とどのように関連するのか説明していない。ここでの多角主義は同盟に対する米国のコミットメントの弱まりに対するヘッジであり、さらには両国の防衛協力からの逸脱である」と述べ、弱まっていく恐れのある日米同盟の維持・強化の動きを加速させるために動いたのである38。しかし、渡邉自身「基本には日米安全保障と我が国の適切な防衛力が不可欠。こういう構想だから、米国がどうしてそんなに懸念するのか正直意外だった」と述べているように、渡邉には米国離れの意図はなく、実際には米国離れのメッセージは米国側の誤解であったということが出来る。いずれにしても、樋口レポートに関するこれまでの議論は、日米同盟再定義の文脈において「多角的安全保障協力」とその構成がどのような意味を持つかに関するものが多くを占めてきた。そして、再定義の過程では「多角的安全保障協力」の重要性は薄められ、日米同盟の維持強化に大きな重点が置かれるようになったとの評価が一般的となっている39。

それでは、樋口レポートには日米同盟公共財論の文脈ではどのような評価を与える ことが出来るのであろうか。このことに注目しながら、樋口レポートの内容を検討 する。内容を検討していくにあたっては、特にレポート執筆の中心人物の一人、渡 邉昭夫の思想に注目していく。というのも、先述したように。渡邉は本レポートの 最終執筆を任されており、レポート全体の姿勢を示す前半部分には特に彼の思想が 反映されているからである。渡邉が強調したのは、日本は能動的な秩序形成者とし て周辺地域および世界のために行動していくべきということである。樋口レポート の第2章第1節には、「日本は、これまでのどちらかと言えば受動的な安全保障上の 役割から脱して、今後は、能動的な秩序形成者として行動すべきである」との記述が あるが、これは、日本が積極的に秩序を形成していく立場に立つべきであるという 渡邉の考えが反映されている40。そのうえで、第2節「多角的安全保障協力」では、 その実践として、国連の集団安全保障機構を機能させるために、日本が率先して行動 すべきことが強調されている。すなわち、「諸国民がどれだけ協力的安全保障の実 績をあげ、その習慣を身につけることが出来るかどうかが、21世紀の国連の運命を 占う決め手となるであろう。平和国家日本は、誰のためよりも、まず自国の国益の 見地から、この歴史的な機会を積極的に利用しなくてはならない」というのであ る41。そして第3節では、「広い国際的かつ地域的視点から見るとき、日米安全保障 条約は、これまでにもまして、重要な意味を帯びてくるであろう」と述べることで、 冷戦期までの二国の利益に止まる同盟から、地域および国際社会に貢献することを 目指す同盟への変化を訴えている42。

この第2章において重要なのが、日本が「能動的な秩序形成者」となるべきこと、 そして日米同盟が「地域および国際社会に貢献する」同盟となるべきことを主張し ている点である。第1節でみたように、日本も米国も冷戦期以前、国際公共財を供給 してきたのは米国であり、日本はその便益を享受してきたにすぎないという見方が 広く受け入れられていた。それを念頭に置くと、渡邉のいう「能動的な秩序形成 者」を目指すということは、「公共財」の消費者から供給者へと変わろうとする意 志の表れだと見ることが出来る。この渡邉の考えは、同じくレポート作成の中心人 物のひとりであり防衛庁のOBであった西廣整輝と対比することでより明確になる。 西廣は、冷戦が終結した当時アメリカが日米同盟を維持することは自明ではないた め、アジアに「バランサー」としてアメリカを繋ぎ留めておくことが何よりも重要 であると考えていた43。そのため、西廣は渡邉が提案した2章の構成は積極的に支持 しておらず、あくまで日米同盟ありきの姿勢を示すことを主張していた4。一方渡邉 は、冷戦後「「卓越した軍事力」をもつアメリカが今後「一方的な行動に走らず」 に、「多極的協調のなかでリーダーシップを発揮できるかどうか」」を懸念しており、 日本は米国とともに「「能動的な秩序形成者」としての役割を果していかなければ ならない」と考えていた45。西廣の、アメリカを「バランサー」と見てそれを繋ぎと めるために日米同盟強化を主張するという立場は、究極的には米国を「公共財」の 供給者と見ている点ではそれまでの見方とは変わらない。一方渡邉は日本が、アメ リカとともに、いかに秩序を形成していくかに目を向けており、日本が共に供給者 となっていくべきであるという姿勢を強く意識していたことがわかる。後で詳しく述 べるように、日米同盟公共財論の本質的な意義は日本の役割の位置づけの変化にあ り、その意味で、日本が米国とともに「能動的な秩序形成者」となるべきとの姿勢 が示されたことは、日米同盟公共財論の萌芽と見ることが出来る。

第2章第3節に見られた、「地域および国際社会に貢献する」同盟という点については、防衛懇談会内で元駐米大使の大河原良雄からレポートの構成について見直しを要求されたときの渡邉の返答に、その姿勢がよく表れている。渡邉は次のように述べたという。「日米安保というのは日本のためだよ、ためだけだよというトーンは変えたほうがいいと私は思っているんです。だから意識的に全体の多角的な安全保障と、国際的な全体の安全保障なんだよと。そういう中に位置づけるんだよということを言った方が私はいいというんでかなりそこは意識して言ってるんです」46。第1章でみたように、日米同盟は「アジア太平洋の平和と安定に寄与する」という意味において「公共財」と呼ばれているのであった。その意味で、渡邉が持っていた地域及び世界の中に日米同盟の存在意義を位置づける構想は、日米同盟公共財論の萌芽であったといえる。

そして樋口レポートには、日米同盟をこそ「公共財」と呼んでいないものの、自衛隊の役割に公共財的性格を見出そうとしている部分がある。第3章第1節の自衛隊の役割について述べた箇所において、「国の防衛という第一義的な任務と並んで、平和維持活動をはじめ、国際安全保障を目的として国連の枠組みのもとで行われるさまざまな多角的協力に可能な限り積極的に参加することを、自衛隊の重要な任務とみなすことが肝要である」としたうえで、そのような多角的協力に関する措置が、「平和のための国際公共財の提供という意味をもっている」と書かれているの

である47。これまであくまで自国防衛の役割のみにとどめられてきた自衛隊の役割を、国際公共財の提供にとって重要であると述べたのである。日米同盟を「国際公共財」としているわけではないものの、「米国」の活動ではなく、「日本」の自衛隊の活動が「国際公共財」であると述べたのはきわめて重要である。これは繰り返し述べてきたように、日本が「能動的な秩序形成者」となること、そして自国の防衛だけでなく「地域および国際社会に貢献する」ことの宣言であった。

以上みてきたように、樋口レポートにおいては、「地域および国際社会に貢献する」同盟としての認識、そして「能動的な秩序形成者」となるという認識の二つの認識が見られ、それらは日米同盟公共財論の萌芽として見ることが出来た。この樋口レポートの方針は、防衛庁の基本方針として採用されることとなる。防衛庁は再定義の時期において樋口レポートにみられるようなグローバルな多国間の安全保障に高い優先順位を与えており、二国間同盟を重視する外務省とは同盟再定義の過程の初期においては意見の対立があった48。防衛庁が樋口レポートに沿う姿勢をとることが出来たのは、防衛問題懇談会がその制作過程において防衛庁と間接的に意見のやりとりを行えていたからである。同レポートを作成した防衛問題懇談会には、佐久間前統幕議長と西元統幕議長らが参加しており、彼らは当時防衛事務次官であった畠山とのパイプ役を実施的に果たしており、防衛庁の意向は防衛問題懇談会に適宜反映されるような仕組みになっていた49。このおかげで、防衛庁内局は「多角的安全保障」を、日米同盟と対立するものではなく、むしろ強固な日米安保体制のうえにこそ成り立つものというおおむね樋口レポートをもとにした姿勢で意思統一を果すことが出来た50。

# 3 秋山防衛局長--日米同盟公共財論の誕生

前節では樋口レポートで日米同盟公共財論の萌芽がみられるものの、「日米同盟」を「公共財」と形容するには至っていなかったことを見た。「日米同盟」を軸とする「日米安保体制」を「公共財」とよぶ表現が現れるのは、秋山元防衛局長が防衛局長に就任した直後の1995年5月3日の日米安全保障高級事務レベル会議(SSC)においてである。ワーウィック大学政治・国際関係専攻博士であった松岡美里が2013年3月28日に秋山に対しておこなったインタビューによると、秋山自身、彼が日米同盟を「国際公共財」と説明した最初の人間であり、それがのちに国会で岡崎久彦によって用いられたと述べている51。これが、「日米同盟公共財論」の初出であると考えられる。秋山は元防衛庁長官である玉澤徳一郎と共にSSCに参加したが、秋山は、玉澤がSSCで防衛庁の方針と異なる、二国間関係を重視する日米同盟の説明をしたことに驚いたことを自著で述べている52。そのうえで、玉澤の姿勢と自らの姿勢を対置するようにして、自らが日米同盟を「国際公共財」と呼んだ理由を次のように説明している。「SSCでは、私は防衛庁事務方の考えを強調した。大臣とはま

た帰国してから議論しようと考えたわけである。そして、これを主張する一つの理由づけとして、なるほど日米安保条約は二国間条約だが、戦後これだけ長く続いた日米安保体制は今や一つの国際公共財(インターナショナル・パブリック・グッズ)になったのではないかと説明した」53。

ここで重要なのは、秋山が日米同盟を公共財と表したときに、秋山自身はそれを防衛庁の立場に沿うものと考えていた点である。ここでいう防衛庁の立場に沿うものとは、前節の最後に述べたように樋口レポートに沿った、日米安保体制のグローバルなレベルまたは地域のレベルでの安全保障の役割を強調したものである。玉澤が日米同盟の二国間同盟としての側面を強調したのに対して、それは防衛庁の考えとは異なると考えた秋山は、防衛庁事務方の意見を代表して日米同盟のグローバルおよび地域的な役割を強調したのである。この、「二国間に止まらない」という点を強調するために、「国際公共財」という言葉を用いて日米安保体制を表現したのである。つまり、樋口レポートに見られた、「地域および国際社会に貢献する同盟」という日米同盟観が防衛庁に引き継がれ、それが防衛局長であった秋山によって「国際公共財」と形容されるに至ったのである。このことからも、日米同盟公共財論の出現に樋口レポートおよび防衛庁の果たした役割が大きかったことがわかる。

後に見るように、樋口レポートの大部分はのちの再定義の過程に引き継がれたものの、レポートの核である「多角的安全保障」を強調する部分は、のちに作成される『平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について』(以下07大綱)においてはその重要性が非常に矮小化されることとなる。これは次の節で詳しく説明するように、防衛庁が外務省との対立の結果、樋口レポートの論理構造を尊重する立場から日米同盟強化を前面に押し出す立場へと変化したからである54。そのため、従来の研究では樋口レポートの論理構造や防衛庁の当初の姿勢が最終的な再定義の結果に与えた影響についてはそれほど大きいものとは考えられてこなかった。しかし、「日米同盟公共財論」という、日米同盟再定義の時期に生まれその後一種の共通認識にまでに成長する概念の萌芽が、大きな影響を与えなかったとされてきた樋口レポートや防衛庁から生まれてきたと言えるということは、重要である。

#### 4 07大綱一日米同盟公共財論の継承

2節までで述べてきたような日米同盟再定義の動きが、日本側で一つの結実を見るのが平成7年の07大綱の作成である。当時の日本の防衛政策は昭和51年に作られた51防衛大綱を基本としていたが、同大綱はデタントの国際環境を前提としたものであったため、冷戦後の防衛政策の指針としては適切ではなくなっていた。よって大綱を見直し、冷戦後の環境に適した大綱をつくろうという意図のもと、07大綱の作成作業がはじめられたのである55。

日米同盟再定義の文脈でいうと、07大綱は日米同盟の重要性を強調した文書としての評価が定着している。たとえば51大綱では日米安全保障体制への言及が一度し

かないのに対し、07大綱では実に13回も言及されている56。一方で、樋口レポートの一つの軸であった多角的安全保障協力についての言及はほとんどなく、その重要性はきわめて小さくなってしまったというのが共通認識としてある。これは、多角的安全保障重視の姿勢を危惧する外務省の主張を最終的に飲んだ防衛庁が、日米同盟強化のメッセージが伝わるように07大綱を作ることとなったためであると考えられる57。このような経緯により、「樋口レポート」の論理構造及びその中心であった多角的安全保障は07大綱には引き継がれなかった。一方で、秋山が07大綱は基本的には樋口レポートの考えを採用したと述べていることからも、確かに樋口レポートの一部は大綱に反映されていることはわかる58。以下では、樋口レポートからの連続性に留意しながら、日米同盟公共財論の文脈では07大綱にはどのような意義が見いだせるかを検討していく。

結論から述べると、07大綱には「地域および国際社会に貢献する同盟」というアイデアが確かに継承されていることを読み取ることが出来る。「我が国の安全保障と防衛力の役割」と題された、07大綱第III節の中の「日米安全保障体制」という項目の中で、(日米安全保障体制は)「我が国周辺地域における平和と安定を確保し、より安定した安全保障環境を構築するためにも、引き続き重要な役割を果していくものと考えられる」とある59。この部分について、慶應義塾大学の宮岡勲は、日米同盟は二国間同盟を超えてアジア太平洋地域の安全保障にかかわるものとならなければならないという、日米安保体制の意義づけが基本的に引き継がれていると評価している60。この評価は、当時大綱作成に関与した秋山が、当該部分が「広くアジア太平洋の平和と安定のため、日米安全保障体制を基礎とした強固な日米関係の維持が大きな役割を果たす」との認識に基づいた、日米同盟の「再定義」ともいえる部分であると述べていることからも、妥当であると考えられる61。

確かに「地域および国際社会に貢献する」というトーンが、樋口レポートより幾分抑えられている。しかし、樋口レポートがあくまで一有識者会議に過ぎなかったのに対して、防衛大綱は日本の公式の防衛方針として打ち出すものであるから、基本的に抑制的にならざるを得ない点は考慮しなければならない。また、秋山が07大綱について、日米同盟を「アジア太平洋の平和と安定に寄与させようとした点」は「55年体制だったらとても通らなかったと思われる」としており、自身の「公共財」発言についても、「少し大上段に主張した」と述べているように、当時日米同盟にこのような新たな役割を持たせることはきわめて大きなことであったことがわかる。特に当時は社会党が政権与党となっており、日本の防衛方針としてあまり大々的に「地域および国際社会に貢献する」と打ち出すのは難しかったことは容易に想像できる。したがって、やや抑制的な表現ではあるものの、これが日本の公式な防衛政策の方針として打ち出されたことを勘案すると、07大綱は日米同盟を「地域および国際社会に貢献する」同盟に近づける上で確かに重要な文書となったと評価することが出来る。

#### 5 東アジア戦略と酸素論

3節まで日本側の日米同盟再定義の動きを見てきた。ここで目を米国に転じてみる。1980年代にはすでに、日米関係の悪化が日米同盟に与える影響を懸念する人々が日本だけではなく米国内にも存在した。その代表格がジョセフ・ナイである。以前からエズラ・ボーゲル(Ezra Vogel)と日米関係の重要性を強調していたナイは、日米同盟が「漂流」していることに危機感を覚え、日米同盟の維持・強化を掲げて1994年9月に国防次官補に就任した。また、同じころ、日米安全保障問題に関する、マクネア・グループと呼ばれる私的勉強会を開いていたマイケル・グリーンやパトリック・クローニン(Patrick M. Cronin)らが、1994年に発表された樋口レポートを日本の米国離れだとみて、日米同盟強化を強く訴えるようになった63。このマクネア・グループとジョセフ・ナイが進めた日米同盟再定義の動きがナイ・イニシアチブであり、それは東アジア戦略報告書(East Asia Strategic Report: EASR)を提出することで一つの終着点を迎えた。

第1章でみたように、米国は戦後一貫して自国がアジア太平洋地域に国際公共財を供給してきたと自認していた。その事実を踏まえると、「日米同盟」が「公共財」であると表現されることの新しさとは、公共財供給を誰が供給するかという、公共財の供給主体の違いであり、米国だけでなく日本も国際公共財の供給に不可欠であるとの認識の転換がこの表現には込められていたといえる。第3節までは日本側の動向を追ってきたため、どの文書にも比較的に日本の役割を強調する姿勢が明確に現れていた。それでは、米国発の文書であるEASRにはどのような姿勢が見て取れるか。このことを念頭に置きながら以下ではEASRの内容を検討していく。

冒頭で、ジョセフ・ナイは安全保障を酸素に例えてその重要性を説明している。ジョセフ・ナイはいう。「安全保障は酸素のようなものである。失い始めた初めてそれに気づくのだ。アメリカの安全保障上のプレゼンスは東アジアの発展のためにこの「酸素」を供給する手助けをするものである」4。ここから読み取れることのまず一つは、安全保障に非常に高い優先順位を与えているということである。これは、日米間で貿易摩擦が深刻化し、経済問題が激しく論じられる一方安全保障の問題は二次的にあつかわれていたという時代状況を受け、経済活動を含めたすべての人間生活は安全保障がもたらす平和と安定の上に成り立つものであるとして、安全保障の重要性に目をむけさせようとナイが意識的に用いたレトリックである65。そしてもう一つ、日米同盟公共財論の文脈で受容なのは、安全保障という「酸素」を供給するのは他でもない米国であるという認識であり、そしてそれは米国の国益のためだけではなく、東アジア全体の平和と安定の維持に寄与するものであるという認識である。これを、北海道大学公共政策学研究センター研究員の柴田晃芳は「基本的には従来の方針を受け継いでおり、真新しい要素はほとんど見られない」と説明す

る6。確かに1節でみたように、米国は戦後一貫してアジアにおける米国のプレゼン スこそが当地域に平和と安定をもたらすことを大義としており、この記述を見るだ けではその姿勢が改めて確認されたにすぎないという意味で、真新しい要素はあま り見られない。米国がアジア太平洋地域に多角的安全保障ではなく二国間同盟を重 要視する理由について述べている箇所も、この姿勢を明瞭に示している。立教女子 短期大学教授の島川雅史の次のような分析はきわめて妥当であると思われる67。すな わち、同報告書は、「アジアにおいては「最初の中日戦争」である日清戦争以来の 対立・抗争の歴史があって国家間でNATOのような地域集団安保体制を作ることは不 可能であるため、「卓越した大国」であるアメリカがそれぞれに二国間の安全保障 協定を結んで「友好国や同盟国を保護」してきた、と戦後史を総括している」ので あり、「アメリカはこれら「ナーバスな隣人たち、歴史的な敵対者、潜在的な対抗 者」の間で「誠実な仲介者」の役割を果たす信頼性と能力を持っている」から、米 国中心の二国間同盟が同地域の軸となるべきだと主張するのだ、というものであ る。これを読む限り、船橋の、この報告書は「米国がアジア太平洋のパワーの中核 でありつづけることの宣言」であり、「「酸素」はそのプレゼンスを「公共財」と して打ち出す巧みなコピーライト」に過ぎなかった、という評価ももっともである ように思われる68。

一方で、本報告書には米国単独ではなく、同盟国の協力があって初めて「公共 財」を供給することが出来るという点も強調されている。例えば本報告書では、 「日本(や韓国)は、ホストネーションサポートを通じて自国だけでなく地域の安 全保障への貢献している」と評価しており、「日本との二国間パートナーシップを 強化することは地域と世界の安全保障をともに促進していく基本的なメカニズムを 提供する」と主張しているの。そして、アジアにおける日米の立ち位置について、 「アメリカと日本からだけではなく、地域全体から、日米同盟はアジアにおける安 定を保障するための主要因と見られている」と述べ、日米同盟の公共財的側面につ いての評価を与えている™。たしかにEASRにおいては、日本を「能動的な秩序形成 者」とする姿勢を見て取ることはできないし、米国のプレゼンスを国際公共財とす るみかたと日米同盟を国際公共財とする見方の両方が混在しているのは事実であ る。ただ、米国のプレゼンスを国際公共財とする見方が再定義以前から見られたも のであること、そしてEASRが米国の方針を示す米国のための文書であることを考慮 するならば、日本の活動および日米同盟に公共財としての性格を認めるような記述 がみられることから、EASRも日米同盟公共財論を支持する文書の一つと評価しても よいだろう。日本の役割、そして日米同盟が日米二国のためだけでなくアジア太平 洋の平和と安定のために重要であるとする見方が明示されているということが、日 米同盟公共財論の文脈においては非常に重要である。

6 橋本クリントン共同宣言―日米同盟公共財論の定着

1996年4月17日、日米首脳会談において、橋本首相とクリントン米大統領により日 米安保に関する共同宣言が発表され、再定義の作業は一つの終着点を迎えた。この 共同宣言は、東アジア戦略報告、07防衛大綱などでそれぞれ触れられていた日米同 盟観を共同宣言というかたちで改めてひとまとめにし、公式に発表したものである ため、その性格上、前記2つの文書で打ち出された内容と比べて特段真新しい主張が なされているわけではないプ。しかしこの共同宣言をもって日米同盟再定義の過程の 議論が総括され、日米同盟公共財論が広く認められるようになったという意味で重 要な宣言である。国際問題研究所研究顧問の高木誠一郎は、共同宣言は「アジア太 平洋地域の安全と繁栄が両国の共通の利益であることを確認し、日米安保条約を基 盤とする両国の安全保障面の関係がこの地域において安定的で繁栄した情勢を維持 するための基礎であることを宣言したものである」と評価しているプ。 また、秋山は 同宣言を、「両首脳は米国が引き続き軍事的プレゼンスを維持することはアジア太 平洋地域の平和と安定の維持のためにも不可欠である」とし日米安保関係が米国の この肯定的な関与を支える重要な柱であるとの認識を共有した宣言であったと説明 しているフ³。また、松岡が2013年4月1日に元外交官の田中均に対して行ったインタ ビューでも、田中は「実際にその会談ではっきりと日米同盟が「公共財」であると 宣言されたわけではないが、日本の政治家や学者のきわめて多くが、1996年の日米 の会談をもって日米同盟が「公共財」となったと解釈した。同盟の目的もソ連の脅 威認識からアジアのために戦力を安定させることへと変化したことに注意が払われ た」という旨の回答をしている74。同じく元外交官の梅本和義への2013年3月7日のイ ンタビューでは、「「公共財」という概念は1996年以降確立したと認識されてい る」とある75。再定義の過程を通じて広まっていった日米同盟公共財論というアイデ アが、共同宣言という形で具体的に形となり、広く定着することとなったのであ る。

このように、橋本クリントン共同宣言をもって日米同盟公共財論のアイデアが公に語られ、日米同盟は「公共財」となったという認識が一般的である。内容的にはそれまでの文書と大きく変わらないにもかかわらずこの宣言が特に「日米同盟公共財論」の確立と評されるのは、これが共同宣言であったことが大きいと考えられる。共同宣言であるため、日本だけでもなく、米国だけでもなく、日米の協働がアジア太平洋地域の平和と安定に寄与するという趣旨がより明確に伝わるからである。実際、短い宣言の中に少なく見積もっても4回は、日米同盟を軸とした日米関係がアジア太平洋地域の平和と安定のカギであるという旨の言及がある76。

これ以降、両国の間に日米同盟がアジア太平洋の公共財であるとの認識が広がっていった。例えば1997年のガイド・ライン改訂に先立つ1996年9月19日の2+2会議について秋山が次のように説明している点がそれを示している。秋山によると、同盟の見直し作業の説明責任を日米はアジア太平洋諸国に対して負っているという議論が2

+2においてなされたことを挙げ、「結局このことは、日米安全保障体制が国際的"公共財"となっている状況を反映したものと考えるのが妥当と思う」という??。また、その後の12月2日の2+2会議の共同発表でも、「日米防衛協力の強化は、アジア太平洋地域の平和と安定の増進及び日米安全保障条約の効果的な運用に資するものであるものとする」と述べ、改めて日米同盟の公共財としての役割を強調している?8。これらの発言からも、「公共財」として再定義された日米同盟に則り、それを定着させていこうという日米の姿勢が見て取れる。

ここでもう一つ注目するべきは、日米が他国の反応や、他国からの承認を重視した結果、透明性を担保しようとしているという点である。1章で述べたように、日米同盟が他国から「公共財」と考えられていることが、日米同盟が「公共財」であることの根拠として論じられることがあった。1998年の外交時報の4月号に「新ガイド・ラインとアジア諸国」と題した世界政経調査会専務理事鶴田亀良の記事によると、再定義の路線を踏襲して作られた1997年版ガイド・ラインに対して、アジア各国は中国を除けばどこもおおむね、「米国のプレゼンス」が地域の安定に寄与する事、そして日米同盟がそのために重要であるという点について見解を共にしていた79。一方で、日本の役割が拡大することに対しては、慎重、あるいは否定的な見方も多く存在するなど、評価が分かれていた80。すなわち、防衛問題懇談会の議論に立ち返れば、西廣の言うような米国のプレゼンスと、米国を繋ぎとめるためのホストネーションサポートなどはみな評価するものの、渡邉のいうような「能動的な秩序形成者」としての日本に対しては評価が分かれるということである。

アジア諸国は特に日本に対して、その役割を拡大させることの意図を明確に説明 することを求めていたことが分かったが、その説明の努力は、橋本・クリントン宣 言の翌年、1997年1月7日から14日にかけておこなわれた、橋本総理のASEAN諸国へ の遊説において行われた。これは首脳レベルでの対話の強化や、21世紀の日・ ASEAN関係についての基本的な姿勢を伝えることなどを目的としたものであっ た81。この遊説について、岡崎久彦は1997年3月25日の衆議院安全保障委員会の場 で、「ことしの初めに橋本総理がASEAN訪問をされまして、それで各首都で必ず おっしゃったことは、日米同盟はアジア全体の公共財産である、たしか英語で、要 するにアジアの平和と安定のインフラストラクチャーである、そういうことを言わ れたそうでございます」と発言している82。橋本総理は日米同盟が「公共財」である ということを強調して、アジア諸国の日本に対する不安を払しょくしようとしたの である。これは公の場で日本の総理大臣によって日米同盟が「公共財」と表現され た初めての例であるという意味で、日米同盟公共財論の文脈では非常に重要であ る。実際に、1997年1月14日に橋本総理が遊説の最後にシンガポールレクチャーで、 日・ASEAN関係に関する所信表明を行ったときに、橋本総理は米国のプレゼンスの 重要性を指摘した後で、「日米安保体制はこの地域の安定及び経済的繁栄の維持の

ための一種の公共財の役割を果たすものであり、如何なる意味においても特定の国 に向けられたものではない」と述べている<sup>83</sup>。

この首相の発言以降、日本の言論空間にも、日米同盟を直接「公共財」と表現す る事例が増加していくこととなる。1997年8月14日の日本経済新聞で神山万丈は、日 米同盟に「地域全体の平和と安定の礎としての役割」が求められているだけでな く、域内諸国も「日米同盟が秩序維持的であることを承認し、日米両国がそれを維 持し続けることを望んでいる」と主張する。それをもって「日米同盟は、今や両当 事国の国益に資するばかりではなく、域内のすべての国に利益をもたらす「国際公 共財」となったと言えそうである」と結論している84。神谷はこの記事の中で、「ポ スト冷戦時代に入ったアジア太平洋地域の平和と安定を維持するためには、対話な どの実施だけでは不十分」であり、「域内各国・地域の行動を制御する、抑止力の 源泉としてのメカニズムが不可欠である」が、「日米同盟はその機能を果たせる唯 一の存在として、冷戦期とは異なる意義を持ち始めている」ことから、「日米両国 だけでなく、域内全体に利益をもたらす国際公共財とも言える」と日米同盟を評価 している85。2000年7月13日の読売新聞は、「日米安保共同宣言の最大のポイント は、日米安保をアジア太平洋地域の平和と安定を支える国際公共財として位置付け たことだった」と評価し、宣言は日米同盟の「アジア太平洋の安定のくさび」と定 義したと綴っている%。岡崎が「日米同盟は日本にとっては命綱であり、アジア太平 洋諸国にとっては、その平和と安定のための公共財である」と評価したのも1997年 の産経新聞においてである87。このように、1996年、1997年ころから、一部の論者に より日米同盟公共財論が積極的に論じられていくこととなる88。

#### III 政策的含意

1 公共財供給主体問題と能動的秩序形成者としての日本

第1章の2節で述べたように、国際公共財をめぐる議論においては、単一の覇権国が国際公共財を供給するのか、多国間の協調によって供給が可能なのかのような、その供給主体をめぐる議論はきわめて重要であった。キンドルバーガーやギルピン、クラズナーらの提唱する覇権安定論では、国際公共財の供給主体は覇権国でしかありえず、覇権国が衰退すると国際公共財の供給が滞るようになるという主張がなされていた。一方コへインやナイらの主張によると、一定の条件を満たすのであれば、たとえ各国が自国の国益を最大化するために動いたとしても、国際公共財はそれらの国々の間の協力によって供給することが可能であるため、覇権衰退後の世界でも国際公共財は変わらずに供給されると言えるのであった。

それでは日米同盟が国際公共財であるというとき、その供給主体は何であるか。 本稿で繰り返し強調してきたように、1990年代半ばの日米同盟再定義の時期以前か ら、米国が国際公共財を供給しているという言われ方がなされていた。これは米国 こそが国際公共財を単独で供給する、アジア太平洋地域の覇権国であるという認識の顕れであった。一方、再定義の時期を通じて現れてきた「日米同盟」が「国際公共財」であるとの表現は、第2章でも強調したように、「日本」の存在が国際公共財の供給にとって不可欠であるとの意味がこめられていると考えられる。

ここで、日本の存在が国際公共財の供給にとって不可欠であるとするとき、どのよ うな意味で不可欠かという解釈には①日本のみが公共財の供給主体で米国がそれを 手伝うという解釈、②米国のみが公共財の供給主体で日本がそれを手伝うという解 釈、③日米両国ともに協調して公共財を供給するという解釈、の3つの解釈の可能性 がある。①は論外であるが、②と③を比較したときに、より実態に即しているのは ②のほうであろう。すなわち、日米同盟が公共財という時、実体としては、戦後一 貫して言われてきた米国が公共財の供給者であるという事実は本質的には変わらず、 ただ思いやり予算や基地の土地の提供などの日本による補助が米国のプレゼンスの 維持に欠かせなくなったというだけにすぎないのである。実態がそうであるからこ そ、第1章でもみたように、「日米同盟」が公共財であるという言い方と「米軍のプ レゼンス」が公共財であるという言い方が現在においてもどちらも用いられている のである。同じように第2章でEASRにおいて、「日米同盟公共財論」にきわめて近 い立場が主張されていながらも、米国が主語として国際公共財が供給されている認識 が示されていた。次に見るように、日本の存在が米国のプレゼンス維持に不可欠で あるということが確認されただけでも日米同盟公共財論を生んだ日米同盟再定義の 意味は大きい。しかし、③の意味でも解釈しうるというのが、日米同盟公共財論の 重要な点である。

実態が日本による米国の補助という側面が強いからといって、上記②の意味でのみ日米同盟が公共財であるといわれているわけでも、そのようにしか解釈できないわけでもない。1994年、樋口レポートが作成されたときに、渡邉は日本が「能動的な秩序形成者」となるべきだとの考えを抱いており、それが日米同盟公共財論の萌芽としてレポートに反映されていたという2章1項の議論をここで思い起こされたい。この「能動的な秩序形成者」という考えこそ、「日本が米国とともに公共財の供給者に」と考える③の意味での日米同盟公共財論の顕れであり、日米同盟公共財論がそのように解釈しうるという事実こそが大きな政策的含意を持つ。日米同盟再定義の時期とは、湾岸戦争における国際貢献を評価されなかったいわゆる湾岸のトラウマを引きずっていた日本が、責任ある大国として国際貢献していく姿を模索していた時期である。それは冷戦期以降に小沢一郎や小泉純一郎などの「普通の国主義者」と言われる、日米同盟の深化と国際協調の推進を目指す勢力が日本政治、外交の中心の存在となっていったことにも表れている%。

しかし一方で、2章で確認したように米国にとっては日本は経済力で米国を急速に 追い上げる挑戦者として警戒されており、アジア諸国にとっては大日本帝国時代の侵 略の記憶が、日本の台頭に慎重な態度を取らせていた。すなわち、日本が他から孤 立して大国の姿を目指すことは非常に難しかった。そんな日本にとって、「日米同盟」の名のもと、日本が米国と共に国際公共財を供給する立場に立つことが出来るというのは非常に大きなことであった。というのも、先述したように米国のプレゼンスはアジア太平洋地域で広く受け入れられているし、再定義によって日本の存在が米国のプレゼンス維持にとって不可欠であることが再確認されたため、日本が米国と共に公共財を供給する以上、それを他国が公に非難するのは困難だからである。確かに、再定義の過程全体を通じては、日米同盟を強化するという側面が押し出されたために、「日本が」能動的秩序形成者となるというトーンが抑えられたことは確かである。しかし日米同盟公共財論に内在するこの「日本が米国とともに公共財の供給者に」という認識は、その後のガイド・ラインの改定などを通じて日米同盟のグローバル化、積極的平和主義などを推進し、日本を「普通の国」へ変えていくための確かな根拠となり続けたのである。

日米同盟公共財論の代表的論者である岡崎は、「長期的には、日米同盟が真に抑 止力としての効果を発揮し、アジアの平和と安定に貢献し得るかどうかは集団的自 衛権の行使の問題にかかっている」と、早い段階から日本が米国と共に秩序を形成 していくための準備が必要だとの旨を主張している%。同じく代表的論者の神谷は 「日米同盟をアジア太平洋地域の国際公共財と位置づけて強化することが日本の目 標なのであれば、法律の条文解釈ばかりにこだわった論議では、いかにも不十分で ある。国民の間に根づいた平和主義の基本精神を尊重しつつも、地域秩序の維持の ため、日米同盟に求められる機能がいかなるもので、日本はそのためにいかなる役 割を果たすべきなのか。政府は、集団的自衛権の行使の可能性を含めて真剣に検討 し、国民に具体的なオプションを示していくべきなのではないか」とここでも日米 同盟が公共財であることを根拠に日本のより積極的な役割を求めている91。九州大学 経済学研究科教授の室山義正は、「アジア太平洋の平和と安定を守るという名目 上、専守防衛体制と間接支援体制は容認されない」ため、「集団的自衛権にもとづ く共同対処と直接支援体制が必要」であるとこれも公共財と日本の積極的な役割の 関連を強調している92。2006年の衆議院の安全保障委員会において元衆議院議員の前 田雄吉は、「石破元長官の方は、迎撃できるイージス艦を持っているのは日米だけ なのだから、アジア太平洋地域の公共財として提供するのなら集団的自衛権の問題 に触れざるを得ない」と発言しており、石破茂が公共財を日本の能力と役割を拡大 し、「普通の国」に近づくための根拠としていることがわかる93。また、「国際公共 財としての日米同盟は、政治家や知識人たちによってさらに精緻化されて、国民に よってより受け入れやすい非軍事的な活動である平和構築も包含するものとなっ た」と松岡が述べているように、公共財としての日米同盟はより多様な形での国際 貢献を果たすための大義として用いられ、同盟の多角化やグローバル化を促すこと になった%。近年では、海洋や宇宙といった、不特定多数の主体による自由なアクセ スが可能な公共領域である「グローバル・コモンズ」をめぐる安全保障の議論が活 発化しているが、この「グローバル・コモンズ」の維持・管理に日米同盟が参加す

ることが出来る根拠としても、日米同盟が「公共財」であることが挙げられている。大阪大学大学院教授である星野俊也は、「過去60年を超す日米同盟の特徴は・・・アジア太平洋地域の平和と安全や広くグローバルな秩序の形成・維持・発展という、きわめて「公共財」的な役割を持つ点である」と述べたうえで、「日米両国が連携し、物理的な軍事プレゼンスを維持することにより、地域の秩序の安定材料を提供」することでグローバル・コモンズの「平和」秩序を維持するために日米がリーダーシップをとっていくことの必要性を訴えている95。さらに、「「グローバルな公共領域」において「公共財」としての日米同盟が果たし得る役割は、「グローバル・コモンズ」や脆弱国家の問題に対して物理的な対応をしていくことのみにとどまらず、「グローバル・ガバナンス」の推進といった秩序・制度・規範形成に向けたソフトパワーの行使も含まれることを認識する必要がある」と述べて、公共財としての日米同盟を持つ日米はソフトパワーの面でもグローバル・ガバナンスをリードしていく必要があるとしている96。一橋大学教授で軍縮・不拡散を専門とする秋山信将は、「核不拡散体制」をひとつの「グローバル・コモンズ」とみて、公共財である日米同盟は不拡散体制の強化に貢献すべであると主張している90。

以上みたように、日米同盟が公共財であることは、日本が「能動的な秩序形成者」となるべき、あるいは「普通の国」となるべきとの主張を成す際の根拠として使われてきた。湾岸のトラウマ以来、樋口レポート、日米同盟再定義を通じ、日米同盟がグローバル化し、その役割を拡大していくにあたって、日本の活動がアジア太平洋地域の平和と安定に寄与しているという認識こそが日本の自衛隊の役割をより拡大していく際のよりどころになっていたのである。日米同盟公共財論が今やもはや一つの共通認識となっているということと、21世紀以降の日本の政策方針は基本的には「普通の国」あるいは能動的な国家へと向かって自衛隊の能力と可動範囲を拡張していくものであることを踏まえれば、日米同盟公共財論が日本の積極的な役割を主張する根拠となってきたことを認識することは重要であるように思われる。

#### 2 バードン・シェアリング

1章で見たように、国際公共財の供給には費用負担をめぐる問題が付きまとう。すなわち、本稿において繰り返し指摘したような覇権国による費用の過剰負担とフリーライダーの問題である。これが問題となるのは覇権国が衰退しかかっている、あるいはそのように人々が感じているときである。というのも、1章のギルピンの議論で述べたように、覇権国はその衰退期に公共財を供給する能力と意思が低下して特にフリーライダーから搾取されているという認識が強まるからである。これも1章でみたように、日米同盟再定義以前の時期は、まさにそのような米国衰退論が勢いを増しているような時期であった。そのような時代状況において、米国で積極的に叫ばれたのが、バードン・シェアリングである。すなわち、米国の存在は地域諸国にとっても死活的な利益なのだから、米国だけでなく地域諸国も費用負担をすべき

との主張である。第1章でも述べたが、急激に経済成長をしながら費用負担をしてこなかった日本は特にこの批判を集中的に受けることになった。この、国際公共財の供給のためのバードン・シェアリングの根拠に、国際政治理論との関係を見たのが関西大学経済学部教授であった坂井昭夫である。坂井は、ギルピンらの覇権安定論とコヘインらのネオリベラル制度論が合わせて考えられることによって、米国に好都合なバードン・シェアリングの合理化が可能になっていたと指摘する。坂井の言葉を借りるのであれば、「ピークを越した覇権国にしてみれば、覇権安定論に依拠して覇権存続の必要を訴えながら、相互依存論に基づいて他の主要諸国に国際公共財ー覇権国用の私的財という色合いを強めている一の負担分担を求める、といった算段ができるようになる」のである%。

ギルピンの理論では、覇権国は衰退が近づくと公共財を私的財のように使い始め公共財の供給が滞るものの、他国にその供給は求めなかった。またコペインらの議論では各国が協力して覇権国の私的財を供給することは想定されていなかった。この、覇権安定論の「覇権を維持すべき」という帰結とネオリベラル制度論の「国際公共財は各国の協力で供給可能」という帰結のみを取り出して理論武装したものこそがバードン・シェアリングであった。坂井が言うように、「覇権安定論では、覇権国はコストを負担するから特権的な地位も容認される。しかし、『覇権後の理論』は、衰退期の覇権国の特権はそのままにしながら、コストは皆で分担しようという考えであり、覇権国にとって、きわめて都合のよい理論」ということが出来る%。このように、バードン・シェアリングは国際公共財供給における費用負担をめぐる国際政治理論による根拠づけがなされた主張であった。

このような、国際政治理論に裏付けられた費用負担の問題に関して、日米同盟が公共財と表現されるようになることはどのような意味を持つだろうか。本稿において何度も繰り返してきたように、日米同盟が公共財と表現されると言ことは、日本が米国とともに公共財を提供する立場となること、少なくとも日本の貢献が米国による公共財の供給にとって重要であることついて合意されていることを含意する。したがって、そこにおいて日本はもはや米国の公共財による便益を享受するだけのフリーライダーであるとの評価は適切でなくなるし、米国の覇権を終わりに向かわせる存在という評価もそぐわなくなる。すなわち米国のプレゼンスではなく日米同盟が公共財であると表現されることの含意は、日本は米国から利益だけを搾り取っているという極めて否定的な評価から、米国のプレゼンスをアジア太平洋地域に維持するために必要不可欠な役割を果しているという非常に肯定的な評価へと劇的に変化させることが出来たということである。日米同盟再定義以前のジャパンバッシングの厳しさを考えれば、この含意の重要さがより明確になる。

終章

本稿では、「日米同盟公共財論」が生まれ、定着しする過程、そしてそこから得られる含意について、説明を試みた。

第1章ではまず公共財、国際公共財とは何かを確認し、公共財では「費用負担」と「公共財給者主体」の問題が本質的であること、そして国際領域においては誰が公共財を供給するかで「覇権安定論」と「ネオリベラル制度論」の二つに大別することが出来ることを確認した。そして政治家など安全保障にかかわるものの発言を分析することによって、日米同盟は安全保障を提供し、地域および世界の不安定要素に対処し紛争発展の可能性を減じることで、日米同盟以外の国々にも利益をもたらすという意味において、公共財と言われていることがわかった。

第2章では日米同盟再定義の時期に注目し、日米同盟が誕生し定着する過程を見た。樋口レポートは日本が「能動的な秩序形成者」を目指すべきとし、日米同盟を「地域および国際社会に貢献する」同盟と位置付けたところに、日米同盟公共財論の萌芽を見ることが出来た。

初めて日米同盟公共財論を持ち出した秋山昌廣が防衛庁の立場すなわち樋口レポートの立場を尊重するつもりで日米同盟を「公共財」と表現したという事実は、日米同盟再定義期における樋口レポートや防衛庁の評価の見直しを迫るものであった。

07大綱やEASRでは能動的な秩序形成者としの日本の姿や多角的安全保障の重要性こそ薄められたものの、「地域および国際社会に貢献する」という姿勢を継承するものだった。特にEASRは米軍のプレゼンス維持にとっての日本の重要性を強調したという点において、「米国が単独で国際公共財を供給する」という立場から、「日米で国際公共財を供給する」という立場へ変化したということは日米同盟公共財論の文脈で重要であった。

橋本・クリントン共同宣言は日米同盟公共財論が広く認められるようになったという意味において、続く橋本の「公共財」発言は日本の首相が初めて日米同盟公共 財論を公に語った例として日米同盟公共財論の定着を表すものであった。

第3章では、日米同盟が公共財と表現されることの含意について考察した。「日米同盟」が「公共財」であると表現することは、公共財供給における日本の役割を強調する表現であることに注目し、それが、その後日本が「能動的な秩序形成者」の道を目指していくうえで重要であっただろうという考察をした。

また、日本の存在が米国の公共財供給にとって不可欠であるという価値づけがされたことは、当時日本にとって深刻な問題であったバードン・シェアリングの要求に対処できるという大きな意味があったのではないかと分析した。

もはや共通認識となっている「日米同盟公共財論」にも、それが生まれ、定着したのには理由や文脈があり、そこに込められた含意がその当時およびその後の日本の安全保障政策に大きな影響を与えたことを認識することは、日本の安全保障を考えるうえで重要である。

1小塩隆士『公共経済学』(東洋経済新報社、2016年)31ペイジ。

厳密には、「公共財」の定義というよりは、「純粋公共財」の定義というほうが正確である。「非競合性」と「非排除性」のどちらかのみを満たすものを「準公共財」と呼び、これも広義の公共財の定義に含まれるからである。しかし、特段断りもなく「公共財」という時には、「純粋公共財」という意味で用いられることが多く、ここでもそれを尊重して単に「公共財」とした。

- 2 須賀晃一編『公共経済学講義 ――理論から政策へ』(有斐閣、2014年)145\_146ペイジ。
- 3 坂井昭夫『国際政治経済学とは何か』 (青木書店、1998年) 34ペイジ。

関下稔『国際政治経済学要論――学際知の挑戦』(晃洋書房、2010年)10ペイジ。など。 国際政治経済学登場以前の国際政治学においては、経済的問題は二次的にあつかわれており、研究の主題となることは多くはなかったが、1960年代末からにはいると経済問題が 国際政治においても注目を集めることになり、70年代に入るといよいよその傾向が強まった。そのような状況を受けて国際政治経済学は誕生した。

- <sup>4</sup> Charles P. Kindleberger, *The World in Depression: 1929–1939*, (Oakland: University of California Press, 1986) 291.
- <sup>5</sup> Charles P. Kindleberger, "International Public Goods without International Government," *The American Economic Review* 76, no. 1 (March 1986): 8.
- <sup>6</sup> Ibid., p. 8.
- <sup>7</sup> Robert Gilpin, *The Political Economy of International Relations*, (Princeton: Princeton University Press, 1978) 72-92.などを参考にまとめた
- 8 古川純子「公共財・国際公共財・集合行為論の理論系譜と公共財再考」『聖心女子大学論 叢』第126号(2015年12月)66ペイジ。
- 9 関下稔『国際政治経済学要論――学際知の挑戦』(晃洋書房、2010年)22ペイジ。 ここでも触れているように、1970年代から80年代とは、米国の衰退論が盛り上がりを見せた時代である。70年初頭のニクソン大統領による金ドル兌換の停止は戦後続いた米国を中心とするブレトンウッズ体制の終焉を告げるものであり、80年代レーガン政権期は貿易赤字と財政赤字の双子の赤字より深刻な経済危機に直面していた。また、1975年に終わったベトナム戦争が米国の敗北に終わったが、圧倒的な軍事力を誇っていた米国が東南アジアの一小国とみなされていたベトナムに敗れたことは米国の衰退を強く印象付けた。
- 10 Robert O. Keohane, After Hegemony Cooperation and Discord in the World Political Economy, (Princeton: Princeton University Press), 1987. を参考にまとめた。
- 11 新聞は朝日新聞、読売新聞、産経新聞、毎日新聞、日本経済新聞を参照した。国会の会議録については、国会会議録検索システムを使用した。
- 12 「衆議院会議録」第8号、第183回国会、衆議院(2013年2月28日)。
- 13 「参議院会議録」第3号、第183回国会、参議院(2013年2月1日)。

- 14 「安全保障委員会議録」第4号、第192回国会、衆議院(2016年11月25日)。
- 15 首相官邸「菅総理 外交に関する講演――「歴史の分水嶺に立つ日本外交」」(2011年1月 20日)http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201101/20speech.html、2017年12月29日アクセス。
- 16「参議院会議録」第1号、第177回国会、参議院(2011年1月24日)。
- 17 「衆議院会議録」第16号、第166回国会、衆議院(2007年3月23日)。
- 18 『産経新聞』1997年1月6日。
- 19 『読売新聞』1996年11月28日。
- 20 『日本経済新聞』1997年8月14日。
- 21 神谷万丈「日米同盟の展望――米国の眼」『国際問題』 (2001年2月) 36ペイジ。
- 22 神保謙「第四章――アジア太平洋の地域安全保障アーキテクチャと日米同盟」『日米関係の今後の展開と日本の外交』(日本国際問題研究所、2011年)186ペイジ。神保は、同盟を軸とする第一層、「目的ベースの機能的な安全保障協力関係」の第二層、規範をベースとした協力関係の第三層として、アジア太平洋の安全保障を層構造で捉えた議論を展開している。
- 23 船橋洋一『同盟漂流』 (岩波書店、1997年) 306ペイジ。
- 24 『朝日新聞』1998年3月30日。
- 25 船橋洋一『同盟を考える――国々の生き方』 (岩波書店、1998年) 191ペイジ。
- <sup>26</sup> 秋山昌廣『日米の戦略対話が始まった――安保再定義の舞台裏』(亜紀書房、2002年)25 ペイジ。
- <sup>27</sup> 『産経新聞』1997年1月6日。 『読売新聞』1996年11月28日。
- <sup>28</sup> 信田智人「第六章——公共財としての日米同盟と日本の役割—中国関係」『日米関係の今後の展開と日本の外交』(日本国際問題研究所、2011年)201ペイジ。
- 29 神保「第四章――アジア太平洋の地域安全保障アーキテクチャと日米同盟」183ペイジ。
- 30 船橋『同盟漂流』305ペイジ。
- 31 これ自体は当たり前のように思われるかもしれないが、「公共財であること」と「公共財と認識されていること」は厳密には異なるため、その意味で「公共財と認識されていること」が「公共財であること」の必要条件と考えられている点は興味深い。
- <sup>32</sup> Richard J. Samuels, Christopher P. Twomey, "The Eagle Eyes the Pacific: American Foreign Policy Options in East Asia after the Cold War," MIT Japan Program, Center for International Studies, Massachusetts Institute of Technology, (February 1997): 12.
- 33 『日本経済新聞』1989年8月6日。

- 34 『産経新聞』1994年4月17日。
- 35 『読売新聞』1989年6月20日。
- 36 佐藤誠三郎、岡崎久彦「日米安保は日英同盟の道を歩むか――日・中・米・露の不安定な 合従」『諸君』第24巻第11号(1992年11月)35ペイジ。
- 37「国際問題に関する調査会議録」第2号、第129回国会、参議院(1994年3月23日)。
- 38 船橋洋一『同盟漂流』 (岩波書店、1997年) 256ペイジ。
- 39 柴田晃芳『冷戦後の日本の防衛政策——日米同盟深化の起源』(北海道大学出版会、2011年)98ペイジ。平良「冷戦終結と日本の安全保障構想」河野、渡邉編著『安全保障政策と戦後日本』151-153、201ペイジ。

防衛懇談会内、および米国から出された懸念にも関わらず、最終執筆者であり1章と2の内容と構成に大きな影響を与えた国際政治学者の渡邉昭夫は、その構成にこだわり最後まで変更を拒否したことからも、この構成には大きな意味が込められていたことは確かである

- 40 防衛問題懇談会、内閣官房内閣安全保障室編『日本の安全保障と防衛力のあり方―― 21 世紀へ向けての展望』(大蔵省印刷局、1994年)7ペイジ。
- 41 同上、8\_9ペイジ。
- 42 同上、11ペイジ。
- 43 平良「冷戦終結と日本の安全保障構想」河野、渡邉編著『安全保障政策と戦後日本』154 ペイジ。
- 44 秋山昌廣『日米の戦略対話が始まった――安保再定義の舞台裏』(亜紀書房、2002年)45 ペイジ。
- 45 平良「冷戦終結と日本の安全保障構想」河野、渡邉編著『安全保障政策と戦後日本』154 ペイジ。
- 46 同上、151ペイジ。
- 47 防衛問題懇談会、内閣官房内閣安全保障室編『日本の安全保障と防衛力のあり方』13-14 ペイジ。
- 48 秋山『日米の戦略対話が始まった』24ペイジ。
- 49 宮岡勲「防衛問題懇談会での防衛力のあり方検討――防衛庁の主導的関与を中心として」 河野、渡邉編著『安全保障政策と戦後日本』189ペイジ。
- 50 柴田『冷戦後の日本の防衛政策』108ペイジ。
- <sup>51</sup> Misato Matsuoka, "Moving Beyond (Traditional) Alliance Theory: The Neo-Gramscian Approach to the U.S.-Japan Alliance," (PhD thesis., The University of Warwick, 2014), 258.
- 52 秋山『日米の戦略対話が始まった』24-25ペイジ。

- 53 同上、25ペイジ。
- 54 柴田『冷戦後の日本の防衛政策』150ペイジ。
- 55 同上、66ペイジ。
- 56 山口昇「日米同盟再定義」『nippon.com』(2012年2月10日)https://www.nippon.com/ja/features/c00204/(2017年11月12日アクセス)。
- 57 同上、141ペイジ。
- 58 秋山『日米の戦略対話が始まった』109ペイジ。
- <sup>59</sup> 防衛省「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」(1995年11月28日)http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/1996\_taikou/dp96j.html、2017年10月15日アクセス。
- 60 宮岡「防衛問題懇談会での防衛力のあり方検討」河野、渡邉編著『安全保障政策と戦後日本』171ペイジ。
- 61 秋山『日米の戦略対話が始まった』111ペイジ。
- 62 同上、25、164ペイジ
- 63 柴田『冷戦後の日本の防衛政策』113ペイジ。
- <sup>64</sup> "United States Security Strategy for the East Asia-Pacific Region," Department of Defense, (February 1995): 1.
- 65 外岡秀俊、三浦俊章、本田優『日米同盟半世紀――安保と密約』(朝日新聞社、2001年) 503-504ペイジ。
- 66 柴田『冷戦後の日本の防衛政策』124ペイジ。
- 67 島川雅史「アメリカ国防総省『東アジア戦略報告(1995)』の論理構造 ——「地球規模」の 軍事同盟における「アジア太平洋型」集団安保体制」『立教女子短期大学紀要』第30巻 (1998年) 95-120ペイジ。
- 68 船橋『同盟漂流』305ペイジ。
- <sup>69</sup> "United States Security Strategy for the East Asia-Pacific Region," Department of Defense, February 1995, p.2, p.4.
- <sup>70</sup> Ibid., p. 10.
- 71 柴田『冷戦後の日本の防衛政策』172ペイジ。
- 72 高木誠一郎「冷戦後の日米同盟と北東アジア――安全保障ジレンマ論の視点から」『国際 問題』第474号(1999年9月)5ペイジ。
- 73 秋山『日米の戦略対話が始まった』218-219ペイジ。
- <sup>74</sup> Matsuoka, "Moving Beyond (Traditional) Alliance Theory: The Neo-Gramscian Approach to the U.S.-Japan Alliance," 214.

- <sup>75</sup> Ibid., p. 259.
- 76 外務省「日米安全保障共同宣言——21世紀に向けての同盟——(仮訳)」(1996年4月17日)http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/sengen.html、2017年10月20日アクセス。
- 77 秋山『日米の戦略対話が始まった』248ペイジ。
- 78 同上、249ペイジ。
- 79 鶴田亀良「新ガイド・ラインとアジア諸国」『外交時報』第1347号(1998年4月)68ペイジ。
- 80 同上、68ペイジ。
- 81 外務省「橋本総理の東南アジア諸国訪問 (1月7日~14日) (ブルネイ、マレイシア、インドネシア、ヴィエトナム、シンガポール)」 (1997年1月16日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s\_hashi/arc\_97/asean/hyoka.html、2017年11月20日アクセス。
- 82 「安全保障委員会議録」第5号、第140回国会、衆議院(1997年3月25日)。 英語でpublic goodsではなく、infrastructureと表現されている点は重要な違いのように思われるものの、橋本が日本語でスピーチをし、そのスピーチにおいて橋本は「公共財」という表現を使用したことから、橋本の意志を尊重するならば、橋本は日米安保体制を「公共財」と呼んだと考えるのは妥当であると考えられる。
- 83 外務省「橋本総理の政策演説「日・ASEAN新時代への改革-より広くより深いパートナーシップ」(平成9年1月14日、於:シンガポール)」1997年1月14日http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s\_hashi/arc\_97/asean/enzetu.html、2017年11月20日アクセス。
- 84 『日本経済新聞』1997年8月14日。
- 85 同上。
- 86 『読売新聞』2000年7月13日。
- 87 『産経新聞』1997年1月6日。
- 88「日米同盟」と「公共財」という語句を含む記事を朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経 新聞、日本経済新聞で検索したところ、1996年より前は、日米同盟を公共財と表現する 意味で上記の両方の語を含む記事は無かった。
- 89 平田恵子「日本の安全保障政策と国内議論」原喜美恵編『「在外」日本人研究者がみた日本外交――現在・過去・未来』 (藤原書店、2009年) 60、67、77ペイジ。
- 90 岡崎久彦「アジアの明日と日米同盟」『This is読売』第7巻第9号(1996年12月)211ペイジ
- 91 『読売新聞』1999年5月27日。

- 92 室山義正「冷戦後の日米安保体制――「冷戦安保」から「再定義安保」へ」『国際政治』 第115号(1997年5月)134ペイジ。
- 93 「安全保障委員会議録」第10号、第165回国会、衆議院(2006年11月28日)。
- <sup>94</sup> Misato Matsuoka, "MSoving Beyond (Traditional) Alliance Theory: The Neo-Gramscian Approach to the U.S.-Japan Alliance," (PhD thesis., The University of Warwick, 2014), 288.
- 95 星野俊也「第1章――総論――グローバル・コモンズにおける安全保障ガバナンスのあり 方と日米同盟の課題――サイバー空間、宇宙、北極海を中心として」『グローバル・コモ ンズ(サイバー空間、宇宙、北極海)における日米同盟の新しい課題』(日本国際問題研 究所、2013年)8ペイジ。
- 96 星野俊也「第二章——「グローバルな公共領域」における日米同盟協力」『日米関係の今後の展望と日本の外交』(日本国際問題研究所、2011年)161ペイジ。
- 97 秋山信将「第三章——核不拡散・核セキュリティにおける「同盟」の意義」『日米関係の 今後の展望と日本の外交』(日本国際問題研究所、2011年)166ペイジ。
- 98 坂井昭夫『国際政治経済学とは何か』(青木書店、1998年)21ペイジ。
- 99 同上、154ペイジ。